

国際化施策に関する考え方

(案)

違いを認めあい、みんなで創る、
多文化共生のまちへ向けて

令和2年（2020年）3月

枚方市

はじめに

平成から令和へと時代は進む中、日本に居住し、働く外国人が増えています。本市においても、在留外国人(※1)は近年増加傾向にあり、世界約 20 か国以上の人が住んでいます。同じ地域に暮らす住民として生活する上で、言葉や文化、慣習の違いを乗り越え、ともに暮らせる「多文化共生のまちづくり」が、より一層求められています。

2006 年 (H18)、国は「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に対して、地域の実情と特性を踏まえ指針・計画を策定し、多文化共生を計画的・総合的に推進するよう求めました。総務省のデータによりますと、2019 年 (H31) 4 月 1 日現在、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定している地方公共団体の割合は、都道府県で 98%、指定都市で 100%、指定都市以外の 524 の市の中で 68%となっています。

特に、2015 年 (H27) 9 月に国連が採択した「持続可能な開発目標 (SDGs) (※2)」は、世界共通の課題として認識する必要がある、多文化共生とも密接に関連しています。

こうしたことを踏まえ、本市の国際化に関する基本的な考え方を明確にするとともに、様々な分野における理念や基本目標を明らかにし、総合的かつ体系的に施策を推進していくため、今般「国際化施策に関する考え方」(以下「考え方」という。)を策定するものです。

第1章 背景

(1) 日本における国際化の進展と新たな外国人材の受入れ

- ・ 2018 年 (H30) 12 月末の、日本に在留する外国人は約 273 万人で、前年末より 6.6%増加し、過去最高となりました。
- ・ 2018 年 (H30) 10 月末に日本で働く外国人労働者の数は約 146 万人で、前年同期と比較して 14.2%増えています。出身国別の割合では、中国 (26.6%)、ベトナム (21.7%)、フィリピン (11.2%) が多く、特にベトナムは前年に比べて 31.9%増えています。
- ・ 深刻な人手不足に対応するため、国は、一定の専門性・技能を持っている外国人材の受入れを拡大する新しい在留資格(※3)制度を創設するとして、2018 年 (H30) 12 月に、改正入管法(※4)が成立し、公布されました。

(2) 本市における在留外国人の現状

- ・ 2018 年 (H30) 12 月末に本市に住民登録をしている外国人の数は 4,374 人で、全体の人口 403,203 人に対する割合は 1.1%です。
- ・ 出身国別では、中国が最も多く 1,523 人 (34.8%)、続いて韓国・朝鮮が 1,189 人 (27.2%) で、合わせて 62.0%を占めています。また、ベトナムは 5 年間で約 4.7 倍増えており、515 人と 3 番目に多い人口となっています。
- ・ 2018 年 (H30) 12 月末での市内の外国人の就労が認められる在留資格別人口は、高度専門職 (19 人)、技術・人文知識・国際業務 (218 人)、技能実習(※5) (415 人)

など 689 人となっており、技能実習が突出しています。

(3)外国人観光客(インバウンド)の増加

- ・日本に海外から来る観光客の数も年々増えており、2018 年（H30）における外国人観光客数は約 3,120 万人となっています。大阪府の訪問率は 38.7%（東京都に次いで 2 位）、京都は 25.9%（4 位）で、中国・台湾・韓国などアジアからの外国人観光客が増加しています。
- ・2025 年（R7）に大阪・関西万博が大阪市（夢洲）で開催されることなど、大阪・京都の間にある本市には、外国人観光客誘致の大きな潜在力があるといえます。

(4)本市における国際交流・自治体間交流の取り組み

- ・本市は、教育・文化・産業等の各分野で相互交流を行うため、中国上海市長寧区、オーストラリアローガン市、韓国全羅南道靈岩郡の海外 3 都市と友好都市提携を結び、行政や市民による相互訪問など都市間交流事業を行っています。
- ・海外諸都市との友好交流事業や市民の国際交流活動の支援事業などは、（公財）枚方市文化国際財団と市が連携して取り組んできましたが、同財団は2021年（R3）に予定されている枚方市総合文化芸術センターの開館に伴い、解散が予定されています。

(5)本市における日本語教育の取り組み

- ・本市教育委員会は、日本語・多文化共生教室「よみかき」を開催しています。「よみかき」は、様々な事情で日本語の習得を必要とする方々を対象とした識字学級として、1982 年（S57）に開始し、その後、外国人の学習者のニーズが増加したことから、日本語・多文化共生教室として再編しました。現在、市内 6 か所の生涯学習市民センターにおいて、33 の国や地域の 271 名の方々が日本語を勉強しており、学習者の大半は外国人となっています。
- ・（財）枚方市国際交流協会（枚方市文化国際財団の前身）主催の日本語ボランティア養成講座の修了生によって、1996 年（H8）に「枚方市日本語ボランティアの会」が発足しました。以降、国際交流協会、文化国際財団との連携により、現在、17 か国 105 人の学習者が日本語を学び、学習支援スタッフとの交流を深めています。
- ・2019 年（R1）6 月 28 日、日本語教育の推進に関する法律（※6）が公布・施行され、国や地方公共団体、事業主の責務等が定められました。

第2章 「考え方」の構成

本市において、国際化のための具体的な施策を推進するために、理念・基本目標・基本方針・取り組みの方向と内容を定めます。

なお、「考え方」は必要に応じて改定するものとします。

■体系図

◇理念◇

違いを認めあい、みんなで創る、多文化共生のまち・ひらかた

◇基本目標◇

I 違いを認めあい、偏見と差別の解消をめざします

世界の多様な歴史・文化・宗教の違いを違いとして受けとめ偏見や差別の解消をめざします。

II 安心と活躍を支える、豊かなコミュニケーション基盤を育みます

外国人市民等(※7)が安心して暮らせ、社会において活躍できる地域社会を創るために、文化的・制度的な前提が理解できるように努めます。また、やさしい日本語や多言語によるコミュニケーションの促進と日本語学習の機会の充実をめざします。

III 的確な情報提供・発信により、取り組みの実効性を高めます

外国人市民等に的確な情報提供や情報発信ができるよう、確実に届くための工夫を重ねます。

IV 国際化により、まちの魅力を高めます

外国人市民等が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れたいまち、多文化共生のまち・ひらかたの創出をめざします。

◇基本方針◇

◇取り組みの方向◇

1 多文化共生の推進

1 外国人市民等に対する支援の充実

2 多文化を包摂する地域社会づくり

2 国際化基盤の整備

1 産業活動における国際化への対応

2 国際化に対応できる都市基盤の整備や魅力の創出

3 国際交流の推進

1 海外友好都市等との交流の推進

2 国際化社会に対応できる人材の育成

第3章 取り組みの方向と内容

基本方針１：多文化共生の推進

(1) [取り組みの方向1] 外国人市民等に対する支援の充実

現状と課題

<現 状>

- ・地域における多文化共生を推進するためには、外国人市民等に対するコミュニケーションと生活の支援が重要です。国際化施策に先進的に取り組んでいる横浜市の調査（H25年7月）においても、在留外国人が困っていることの上位は、「日本語の不自由さ」（24.7%）、「仕事探し」（16.7%）、「病院・診療所に外国語のできる人がいない」（14.4%）となっています。

<課 題>

- ・外国人市民等が地域で生活していくためには、「やさしい日本語」や多言語によって必要な情報を手軽に得ること、そしてスムーズにコミュニケーションがとれるためのサポートが必要です。また、外国人市民等が生活に必要な日本語を習得することができるよう、関係機関・団体と連携して日本語教育に取り組んでいく必要があります。
- ・日本での生活にあたり、外国人市民等の疑問や相談に適切に対応できる相談体制を検討するとともに、台風・地震をはじめとした自然災害などが発生した場合に、外国人市民等が自ら判断し対応できるよう、情報や防災訓練の機会の提供を行う必要があります。
- ・家族で暮らす外国人市民等の増加に伴い、医療や各種社会保険制度の利用、出産や子育ての支援、子どもの教育など、様々な場面で多言語対応等の環境づくりを進める必要があります。また、来日したばかりの外国籍の児童・生徒を円滑に学校で受け入れる対応や、生活・仕事の基礎となる「学び」を保障することが重要な課題となっています。

取り組みの内容

- ① やさしい日本語や多言語による情報提供の環境整備
- ② 関係機関・団体と連携した日本語教育
- ③ 相談体制の検討
- ④ 災害時等における支援
- ⑤ 健康・福祉・子育て支援等における対応
- ⑥ 外国籍等の児童・生徒の学校への受入れ体制の確保

(2)[取り組みの方向2] 多文化を包摂する地域社会づくり

現状と課題

<現 状>

- ・外国人市民等は近年増加しており、同じ地域に暮らす住民として生活する上で、言葉や文化、慣習の違いから様々な課題が生じています。

<課 題>

- ・外国人市民等が持つ生活文化や宗教上の違いに対する理解不足が、偏見や差別の原因とならないよう、子どもたちを含む地域全体の異文化理解や異文化コミュニケーション力を高めあうことが必要です。特に、公共サービスや教育の場においては、文化や宗教上の違いを受けとめるための環境整備が重要です。
- ・外国人市民等を地域で受け入れるためには、ごみの出し方や生活ルールなどについて、オリエンテーションする仕組みを地域・行政・関連団体等が連携して作り、関係性を作る中で、外国人市民等を地域住民の一員として円滑に受け入れられるようにすることが大切です。
- ・外国人市民等と交流し、互いの理解を深めるためには、様々な場面で、音楽・踊りなどの文化芸術や、食べ物などを通じた交流機会を増やすことが必要です。
- ・これらの課題解決のためには、行政、事業者、地域、NPO・ボランティア等の関係団体が、一層連携を強化して取り組む必要があります。

取り組みの内容

- ⑦ 多文化理解の促進と偏見・差別の解消
- ⑧ 多文化を受けとめる行政の場における仕組みの改善
- ⑨ 地域における外国人市民等の受入れの支援
- ⑩ 外国人市民等との交流の促進
- ⑪ 関係団体との連携の強化

基本方針 2：国際化基盤の整備

(1)[取り組みの方向1] 産業活動における国際化への対応

現状と課題

<現 状>

- ・2019年（R1）7月～8月に、市内の事業者に対して行ったアンケート調査では、回答数86件の内52%が人手不足と回答し、外国人の雇用についても「現在雇用している・過去に雇用していた・雇用を検討している」との回答が合計で約57%となっています。また、課題として、仕事や職場における日本語能力やコミュニ

ケーションの問題があげられています。

＜課 題＞

- ・職場等におけるコミュニケーションの問題は、技能実習制度においては監理団体(※8)、新たな特定技能(※9)制度においては登録支援機関(※10)を活用して、事業者自ら解決に努めていただくとともに、自治体と市内事業者や地域の総合経済団体等とが連携し、様々な情報共有を行う取り組みを推進する必要があります。
- ・近年、施設や商品など、あらゆる人が使いやすいユニバーサルデザイン化が進んでいます。こうしたことを本市産業における国際化の課題ととらえ、関係団体と連携し、様々な取り組みを進める必要があります。

取り組みの内容

- ⑫ 外国人雇用を進める市内事業者との情報共有の推進
- ⑬ 外国人消費者対応のための多言語対応やユニバーサルデザイン化の推進

(2) [取り組みの方向2] 国際化に対応できる都市基盤の整備や魅力の創出

現状と課題

＜現 状＞

- ・2018年（H30）に実施された観光庁の調査では、訪日外国人観光客が旅行中に困ったことの上位4項目は、「施設等のスタッフとのコミュニケーションがとれない」「無料公衆無線LAN環境」「公共交通の利用」「多言語表示の少なさ・わかりにくさ（観光案内板・地図等）」となっています。

＜課 題＞

- ・公共施設をはじめとする様々な施設において、名称等のサインや内部の案内などの多言語化等により、外国人市民等や訪日外国人観光客にわかりやすくすることが求められています。また、交通事業者と連携し、バスなどの公共交通をわかりやすく利用できるようにすることも必要です。
- ・枚方宿やひらかたパーク、枚方 T-SITE やくずはモールなど、本市の魅力あふれる観光スポットと各種体験・飲食などをパッケージにして、留学生や外国人観光客へ効果的に発信することも必要です。

取り組みの内容

- ⑭ 公共施設等の都市施設の案内・サイン等の多言語化の推進
- ⑮ わかりやすい公共交通の利用環境の推進
- ⑯ 外国人観光客にとって魅力ある観光情報の発信

基本方針３：国際交流の推進

(1) [取り組みの方向1] 海外友好都市等との交流の推進

現状と課題

<現 状>

- ・本市の海外友好都市である中国上海市長寧区とは、市民の代表団を相互に派遣し市内の各施設を視察するなど交流を深めています。
- ・海外友好都市の韓国全羅南道靈岩郡からは、本市にある大阪府指定史跡「伝王仁墓」で開催される行事「博士王仁まつり」に毎年訪問団が来訪し、地域間の交流の機会となっています。また、国指定特別史跡「百済寺跡」に由来したイベント「枚方・百済フェスティバル」が、市民団体を中心に開催されています。
- ・海外友好都市オーストラリアローガン市と本市は、隔年で相互の中学生の友好交流訪問団の派遣・受入れを行っています。

<課 題>

- ・海外友好都市等との豊かな交流体験は、国際的な視野を持つ人材育成につなげることができるため、今後さらに、子どもたちや若者の交流機会を増やすことが大切です。

取り組みの内容

⑰ 海外友好都市等とのテーマ性のある交流の促進

(2) [取り組みの方向2] 国際化社会に対応できる人材の育成

現状と課題

<現 状>

- ・本市では、小中学生の外国語によるコミュニケーション力を向上させるため、全中学校に外国人英語教育指導助手（NET）、全小学校に日本人英語教育指導助手（JTE）を配置しています。また、関西外国語大学と連携し、児童・生徒が留学生と交流したり、英語を使った体験活動の充実にも努めています。

<課 題>

- ・国際化が急速に進む中で、異なる文化や歴史を理解し、共に持続可能な社会を築く人材を育成することは、重要な課題です。現在小中学校で行っている国際理解教育・英語教育を、今後も引き続き推進していく必要があります。他にも、市内の大学や高等学校と連携し、次の時代を担う若者たちに向けて、様々な交流事業などに参加していただく取り組みが必要です。

- ・多文化共生など地域における国際化を進めるためには、こうした課題に取り組む市民団体や地域団体の人材が重要な役割を果たします。市としても、これらの団体の活動を支援するとともに、ボランティアとして活動する市民人材の育成に取り組む必要があります。

取り組みの内容

- ⑱ 小中学校における国際理解教育・英語教育の充実
- ⑲ 国際化に取り組む市民団体等への活動支援
- ⑳ 国際化へ対応するための市民ボランティア人材の育成

第4章 今後の推進体制等

(1) 全庁的な取り組み

国際化施策については、あらゆる部署に関係することから、研修等で職員の意識を高めながら、全庁的な取り組みを進めます。

また、外国人市民等に対する総合的な相談対応や国際交流の取り組みについては、横断的な連絡調整を強化することで、各所管部署間の連携を密に図ります。

(2) 関係機関・関係団体との連携

国際化施策については、出入国在留管理庁・ハローワーク・労働基準監督署・社会保険事務所・文化庁等の行政機関、(公財)大阪府国際交流財団(OFIX)等の専門的な団体、地域に根差した総合経済団体の北大阪商工会議所や事業者、そしてNPOやボランティア団体など様々な市民団体や地域における各種団体との連携を図り、協働で取り組みます。

(3) (公財)枚方市文化国際財団の解散後の体制づくり

本市の国際交流、多文化共生に係る事業については、これまで主に(公財)枚方市文化国際財団が担ってきましたが、2021年(R3)3月末に解散が予定されています。解散後は、同財団が行ってきた様々な国際関係事業については、これまで連携してきた各種団体等と本市が協力して行い、今後の事業実施については検証を行った上で、推進体制等を検討します。

付属資料（用語解説）

No.	初出頁	用語	内 容
※ 1	P 1	在留外国人	中長期在留者及び特別永住者。 中長期在留者とは、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」上の在留資格をもって日本に在留する外国人のうち、次の①～④のいずれにもあてはまらない人。 ①「3 月」以下の在留期間が決定された人 ②「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 ④その他法務省令で定める人 特別永住者とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の規定に基づき、日本に在留する人。
※ 2	P 1	持続可能な開発目標（SDG s）	すべての国連加盟国が 2030 年までの達成を目指している、貧困や教育、環境など 17 分野にわたる目標のこと。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された。17 の目標・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」という大きな理念を掲げている。
※ 3	P 1	在留資格	入管法に定められた、外国人が日本に滞在するための資格。「高度専門職」や「技能実習」など就労関係の在留資格や「留学」などの『活動に基づく在留資格』、「日本人の配偶者等」などの『身分・地位に基づく在留資格』がある。 本市では、在留外国人 4,374 人（2018 年 12 月末現在）のうち、就労関係の在留資格者は 838 人。その他、留学 397 人、永住者 1,272 人などである。
※ 4	P 1	改正入管法	「出入国管理及び難民認定法及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」。2018 年 12 月成立、2019 年 4 月施行。人材不足が深刻な 14 業種において、一定の技能と日本語能力がある外国人を対象に、新在留資格として「特定技能」を設置し、日本での就労を認めた。
※ 5	P 1	技能実習	在留資格のひとつ。技能実習制度とは、「技能実習」の在留資格を持つ外国人が、日本において企業などと雇用関係を結び、報酬を得ながら、出身国では修得困難な技能の修得などを図る制度。1993 年（H5）に制度創設された。
※ 6	P 2	日本語教育の推進に関する法律	2019 年（R1）6 月成立。国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す内容。国や自治体には日本語教育を推進する責務、企業には雇用する外国人等及びその家族に対し、日本語学習に関する支援に努める責務があるとしている。

※ 7	P 3	外国人市民等	「考え方」では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民（外国人市民）に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や、海外からの帰国者等で、異なる文化にアイデンティティを持つ市民等のことと定義する。
※ 8	P 6	監理団体	技能実習制度において、技能実習生をその責任と監理の下で受け入れ、実習実施機関である各企業に派遣し、技能実習が適正に実施されているかの確認と指導を行う非営利団体。
※ 9	P 6	特定技能	改正入管法により新たに設置された在留資格。「特定技能 1 号」は、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人が対象。在留期間は通算 5 年。家族の帯同は認められない。「特定技能 2 号」はさらに高度な試験への合格が必要。在留資格は 1～3 年ごとに更新可能で回数制限なし。家族の帯同も可能。
※ 10	P 6	登録支援機関	特定技能 1 号の外国人材について、受け入れる企業に代わって支援計画を作成したり、活動を安定的・円滑に行うこと等を支援する機関。